

性犯罪の罰則の在り方の見直しについて

法務委員会調査室 藤乗 一道

1. はじめに

法務委員会では現在、参議院で取調べの録音・録画制度の導入等のための刑事訴訟法等改正法案が継続審議中となっているほか、衆議院には債権法改正案や技能実習法案等の重要法案が多数提出されており、さらに、民法や少年法の成年年齢引下げ、再犯防止対策、法曹養成制度の見直し、テロ防止対策としての出入国審査などの水際対策強化など、法務委員会所管の諸施策の中で当面する課題は極めて広汎にわたっている。

このような中、法制審議会（性犯罪関係）部会は、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法務大臣からの諮問について、平成27年11月2日から、審議を開始した。今後、法制審議会総会を経て、平成28年の通常国会に刑法の改正案が提出されることも考えられる。

そこで、本稿では、性犯罪の罰則の在り方の見直しに至る背景・経緯、法制審議会（性犯罪関係）部会に諮問された要綱（骨子）の内容を紹介したい。

2. 性犯罪の動向

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であり、特に強姦は「魂の殺人」¹とさえ言われている。強姦の検挙件数は平成21年以降1,000件前後で推移し、強制わいせつの検挙件数は平成24年以降増加し続け、平成26年には強制わいせつが公然わいせつと区分されて統計を取り始めた昭和41年以降、最多の4,300件となった。また、社会に対して強い不安感を与える13歳未満の年少者に対する強姦及び強制わいせつの被害者数も、平成22年以降1,100人前後で推移している²。

他方で、性犯罪のうち、強姦罪及び強制わいせつ罪は、被害者のプライバシー等を保護する観点から親告罪とされており、被害者が被害を届け出ないことにより顕在化しない事案が多い犯罪とも言われている。また、告訴するか否かの選択が迫られているように感じられる場合があるなどの問題点が指摘されている。

3. 「性犯罪の罰則に関する検討会」の設置に至る経緯

性犯罪の罰則については、明治40年の現行刑法定制以来、昭和33年の刑法改正によって輪姦形態による強姦罪などが非親告罪化され、また、平成16年の刑法等改正によって法定

¹ 『毎日新聞』（平27.8.10）

² 『平成27年版 犯罪白書』（法務総合研究所）210頁、平成26年の強制わいせつの検挙件数は212頁。

刑の引上げなどの改正³が行われたが、構成要件などについては制定当時のものが基本的に維持されてきた。

しかし近年、現行法の性犯罪に対する罰則は、必ずしも現代の性犯罪の実態に即したものでないのではないかなどの観点から、様々な指摘がされていた。

例えば、平成16年の刑法改正の際や、平成22年の刑法及び刑事訴訟法の改正の際⁴には、衆参両議院の法務委員会による附帯決議⁵において、性犯罪の罰則の在り方について更に検討することが求められたほか、平成22年に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策の一環として、平成27年度末までに強姦罪の見直しなど、性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされていた⁶。

また、国連の各人権委員会における最終見解の中でも、非親告罪化や罰則の引上げ、強姦罪の範囲の拡大、性交同意年齢の引上げなどが求められてきた⁷。

平成26年9月に発足した第2次安倍改造内閣の法務大臣は、就任当初の記者会見⁸において、刑法の強姦罪と強盗罪の法定刑の下限⁹の見直しについて言及し、性犯罪の罰則の改正に意欲を示した。その後、同年10月法務省に「性犯罪の罰則に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置された。

4. 検討会における検討

平成26年10月から約9か月間にわたり、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等から成る検討会¹⁰が開催された。同検討会は、法務省として性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たり、論点を抽出・整理し、今後の検討の方向性についても幅広く意見を反映させるために、開催されたものであり、多くの論点について検討を行った。

検討された論点としては、①性犯罪を非親告罪とすることについて、②性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について、③配偶者間における強姦罪の成立について、④強姦罪

³ 平成16年の刑法等改正では、強姦罪の法定刑の見直し（下限を懲役2年から3年に引上げ）等や、集団強姦罪等が新設された。

⁴ 平成22年の刑法及び刑事訴訟法改正では、人を死亡させた罪の公訴時効の延長等が行われた。

⁵ 平成16年の刑法等改正の際の参議院法務委員会附帯決議では、「4 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。」とされ、平成22年の刑法及び刑事訴訟法改正の際の参議院法務委員会附帯決議では、「5 性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。」とされた。

⁶ 第3次男女共同参画基本計画では、平成27年度末までに実施する具体的施策として、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など、性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」とされている。

⁷ 女子差別撤廃委員会からは平成15年8月及び平成21年8月に、自由権規約委員会からは平成20年10月及び平成26年7月に、児童の権利委員会からは平成16年2月及び平成22年6月に、それぞれの最終見解の中で性犯罪の罰則等について指摘がされている。

⁸ 松島法務大臣初登庁後記者会見の概要（平26.9.3）（法務省）〈http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00565.html〉（平27.12.16 最終アクセス）

⁹ 現行法においては、強姦罪の法定刑の下限は懲役3年とされているが、強盗罪の法定刑の下限は5年となっており、また、強姦致死傷罪の法定刑の下限は懲役5年とされているのに対し、強盗致死傷罪の法定刑の下限は懲役6年となっているなど、強姦の方が低い法定刑になっている。

¹⁰ 検討会は12人で構成され、うち8人が女性であった。

の主体等の拡大、⑤性交類似行為に関する構成要件の創設、⑥強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和、⑦地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、⑧いわゆる性交同意年齢¹¹の引上げ、⑨性犯罪の法定刑の見直し、⑩刑法における性犯罪に関する条文の位置についてとされた。また、議論の過程において、強姦罪等の保護法益という根本に立ち返った議論が必要であるとの意見があり、委員の間で、強姦罪等の性犯罪が被害者の人格や尊厳を著しく侵害するという実態を持つ犯罪であるという認識がおおむね共有され、各論点の検討においても、そのような認識を前提として議論が行われた¹²。

その結果、平成27年8月に『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。報告書においては、①の性犯罪を非親告罪とすること、④の強姦罪の主体等の拡大（行為者・被害者についての性差の解消）、⑤の性交類似行為に関する構成要件の創設（肛門性交等を強姦罪と同等に処罰すること）、⑦の地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、⑨の性犯罪の法定刑の見直し（強姦罪等の法定刑の下限を引き上げること、強姦犯人が強盗を犯した場合も、強盗強姦罪と同じ法定刑で処罰する規定を設けること）等について、法改正を要するとの意見が多数であった。

5. 法制審議会における検討

以上の報告書を踏まえ、平成27年10月9日、法務大臣から法制審議会に対し、「近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を賜りたい。」との諮問第101号が発せられ、同日の法制審議会第175回会議において、「刑事法（性犯罪関係）部会」（以下「部会」という。）を設けることが決定された。

以下、法制審議会総会議事録¹³及び部会議事録¹⁴における事務当局の発言を基にし、要綱（骨子）についてその概要を紹介する。

（1）要綱（骨子）の概要

第一 強姦の罪（刑法第一百七十七条）の改正

暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の者を相手方として性交等（相手方の膣内、肛門内若しくは口腔内に自己若しくは第三者の陰茎を入れ、又は自己若しくは第三者の膣

¹¹ 現行法では、暴行・脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を13歳未満とし、この年齢のことをいわゆる「性交同意年齢」という。ただし、児童福祉法において、児童に淫行をさせる行為が禁止されており、また、その他の児童の保護に関する観点から定められた法令の規定により、18歳未満の児童に対する淫行が処罰されていることから、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢について「性交」を「同意」することができる「年齢」であるかのような印象を与える「性交同意年齢」との表現は、適切ではないとの指摘がある（『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～）（平成24年7月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会）8頁、『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書」27、28頁を参照。）

¹² 『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書」2頁を参照。

¹³ 法制審議会第175回会議議事録9、10頁の事務当局の説明による。

¹⁴ 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第1回会議議事録6～9頁及び20～22頁の事務当局の説明による。

内、肛門内若しくは口腔内に相手方の陰茎を入れる行為をいう。以下同じ。)をした者は、五年以上の有期懲役に処するものとする。十三歳未満の者を相手方として性交等をした者も、同様とする。

第一は、強姦罪について規定する刑法第177条の改正に関するものであり、同条において処罰の対象とされている行為を拡張するとともに、その法定刑の引上げを行おうとするものである。

現行法において刑法第177条の強姦罪は、同法第176条に規定する強制わいせつ罪に当たる行為の一部を特別に重く処罰する加重類型であると理解されており、その対象となる行為は「女子」に対する「姦淫行為」に限られている。第一は、その対象となる行為を拡張して、被害者の膣内に陰茎を入れることに加え、被害者の肛門内又は口腔内に陰茎を入れることを含むものとした。更にその客体を「女子」に限定せず、行為者又は第三者の膣内、肛門内又は口腔内に被害者の陰茎を入れる行為をも含むものとし、このような行為を総称して「性交等」と表現している。これは、現行法において強制わいせつ罪として処罰されている行為の中でも、いわゆる肛門性交及び口淫は、陰茎の体腔内への挿入という濃厚な身体的接触を伴う性交渉を強いられるものであって、姦淫と同等の悪質性、重大性があると考えられることから、姦淫と同様に加重処罰の対象とすることが適当であり、加えて、このような行為により身体的、精神的に重大な苦痛を伴う被害を受けることは、被害者の性別によって差はないと考えられたからである。

また、現行法においては刑法第177条の強姦罪の法定刑の下限は懲役3年とされているが、第一においては、これを懲役5年に引き上げようとしている。これは、最近における性犯罪の法定刑に関する様々な指摘¹⁵や現実の量刑状況に鑑みると、強姦罪の悪質性、重大性に対する現在の社会一般の評価は、強盗罪、現住建造物等放火の罪¹⁶に対する評価を下回るものではないと考えられたことなどから、その法定刑の下限をこれらの罪と同様に懲役5年に引き上げようとするものである。

第二 準強姦の罪（刑法第百七十八条第二項）の改正

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、第一の例によるものとする。

第二は、準強姦罪について規定する刑法第178条第2項の改正に関するものである。現行の同項の罪は刑法第177条の強姦罪と行為の手段、方法を別にしてはいるが、女子を姦淫する行為を処罰する点では共通しており、その罪質も同様のものと考えられたため、刑法第178条第2項の罪についても、第一と同様に、対象とする行為を拡張し、法定刑を引き上げようとするものである。

¹⁵ 「報告書」の31頁においても、「強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げる方向の意見が多数であった。」としている。

¹⁶ 現住建造物等放火罪（刑法第108条）は、放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉾坑を焼損した場合に成立し、法定刑は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役である。

第三 監護者であることによる影響力を利用したわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設

- 一 十八歳未満の者に対し、当該十八歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力を利用してわいせつな行為をした者は、刑法第一百七十六条の例によるものとする。
- 二 十八歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力を利用して当該十八歳未満の者を相手方として性交等をした者は、第一の例によるものとする。
- 三 一及び二の未遂は、罰するものとする。

第三は、監護者であることによる影響力を利用して行うわいせつ行為及び性交等に係る罰則の新設に関するものであり、具体的には、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力を利用して、当該18歳未満の者に対し、わいせつな行為をし、あるいは当該18歳未満の者を相手方として性交等をした者について、強制わいせつ罪ないし第一の罪と同様の処罰の対象としようとするものであり、これらの行為の未遂も罰しようとするものである。

現行法においては、不同意のわいせつ行為又は性交であって、違法性が高く、かつ、悪質であると典型的に認められるものとして、暴行又は脅迫を用いてなされたもの及び心神喪失又は抗拒不能に乗じるなどしてなされたものを処罰の対象としている。一方で、被害者の意思に反して行われる親子間の性交が、強姦罪ではなく、より軽い児童福祉法違反等で処分されている現状等に鑑みると、被害者の意思に反して行われる性交ないし性交類似行為等の中には、暴行又は脅迫を用いることなく、かつ、心神喪失又は抗拒不能に乗じるなどするものでなくても、現行法の強姦、強制わいせつに当たる行為と同様に悪質であり、同等の当罰性があるものが存在すると考えられた。

そこで、第三の一及び二においては、行為者が18歳未満の被害者を現に監護しているという関係がある場合には、行為者が被害者に対して性交等を求めたときに被害者がその意思に反して性交等に応じざるを得なくなるという影響力が典型的に認められることに着目し、被害者を現に監護する者であることによる影響力を利用して行う性交等の行為について、強姦罪等と同様に処罰する規定を設けようとするものである。

なお、第三で用いられている「監護する」というのは、民法に親権の効力として定められているところと同様に、「監督し保護すること」を意味するが、法律上の監護権に基づくものでなくても、事実上、現に18歳未満の者を監督し保護する関係にあれば、第三の「現に監護する」には該当し得るものと考えられている。

第四 強姦の罪等の非親告罪化

- 一 刑法第一百八十条を削除するものとする。
- 二 刑法第二百二十九条を次のように改めるものとする。

第二百二十四条の罪及びこの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四の一及び二は、強姦罪等の非親告罪化に関するものである。

第四の一は、現行刑法第180条が同法第176条から第178条までの罪、すなわち強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪及び準強姦罪並びにこれらの罪の未遂罪を親告罪としているところ、この規定を削除しようとするものである。

現行法において、強姦罪と強制わいせつ罪は親告罪とされているが、その趣旨は、一般に、公訴を提起することによって被害者の名誉などが害されるおそれがあることから、公訴の提起に当たって被害者の意思を尊重するためであると解されている。

しかし、現実には肉体的、精神的に多大な被害を負った被害者にとっては告訴するかどうかの選択を迫られているように感じられたり、告訴したことにより被告人から報復を受けるのではないかと不安を持つ場合があるなど、親告罪であることにより、かえって被害者に精神的な負担を生じさせていることが少なくない状況に至っているものと認められ、もはや強姦罪などについて親告罪として維持するよりも、これを非親告罪化して、親告罪であることによって生じている精神的負担を解消することが相当であると考えられたことから、これらの罪を非親告罪化しようとするものである。

第四の二は、現行刑法第229条において親告罪とされている略取・誘拐の罪のうち、わいせつ目的及び結婚目的の略取・誘拐の罪とこれらの罪を幫助する目的で犯した被拐取者引渡し等の罪、また、これらの罪の未遂罪を非親告罪とし、同法第224条の未成年者略取・誘拐の罪、未成年者略取・誘拐の罪を幫助する目的で犯した被拐取者引渡し等の罪及びこれらの罪の未遂罪のみを親告罪として維持することとするものである。

現行法上、わいせつ目的又は結婚目的の略取・誘拐に係る罪が親告罪とされている趣旨は、一般に、強姦罪などと同じく、被拐取者の名誉の保護のためなどとされており、今回強姦罪等について、親告罪とされていることに伴う性犯罪被害者の負担などを考慮して非親告罪化しようとする以上、これと同様にわいせつ目的や結婚目的の略取・誘拐に係る罪についても非親告罪化しようとするものである。この結果、略取・誘拐の罪については、未成年者略取・誘拐に係る罪のみが親告罪として維持されることになる。

未成年者略取・誘拐に係る罪が親告罪とされた趣旨には、略取・誘拐の被害に遭った未成年者のその後の成長に影響を与え得る犯人の処罰を求めるか否かの判断を被害者や監護権者の意思に委ねるべきとの観点が含まれていると考えられており、その意味で親告罪を維持する独自の意義があると考えられたわけである。

また、第四の二においては、被害者が犯人と婚姻した場合、婚姻の無効等の裁判が確定した後でなければ告訴の効力がないとする刑法第229条ただし書を削除することとしている。

今回、未成年者略取・誘拐に係る罪のみを親告罪として維持するものとしているところ、仮に第229条ただし書を維持するとした場合、例えば未成年者を略取・誘拐した者がその後、被拐取者と戸籍上だけの形式的なものであっても婚姻したときは、被拐取者などから告訴があっても、その婚姻の無効又は取消しの裁判が確定するまで告訴の効力がないということになる。

しかしながら、そのような事態は今回の改正によって結婚目的で未成年者などを略

取・誘拐した場合について、その後の婚姻の有無に関わりなく非親告罪とし、そもそも婚姻と告訴の効力に係りがないものとするものと整合しないものとなる。また、刑法第229条ただし書が設けられている趣旨は、一般に法律婚の保護と考えられているが、略取・誘拐された未成年者が犯人と婚姻したにもかかわらず犯人を告訴する場合というのは、そもそも婚姻の届出はなされたものの被拐取者に婚姻する意思がなかったか、あるいは婚姻関係が破綻しているような場合であると考えられるため、そのような状況において告訴の効力との関係で法律婚の保護が図られるべきであるとも考えられず、今回、結婚目的の略取・誘拐に係る罪などを非親告罪化するのに併せ、刑法第229条ただし書の規定を削除しようとするものである。

第五 集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪（刑法第七十八条の二及び第八十一条第三項）の廃止

刑法第七十八条の二及び第八十一条第三項を削るものとする。

第五は、集団強姦等の罪及び集団強姦等致死傷の罪の廃止に関するものである。

現行法では、集団強姦等罪の法定刑の下限は懲役4年、同罪に係る致死傷罪の法定刑の下限は懲役6年とされているが、第一のとおり、強姦罪の法定刑の下限を懲役5年に引き上げるとすると、集団強姦等罪の法定刑の下限を上回ることになる。

また、後述する第六の二のとおり、強姦等致死傷罪の法定刑を懲役6年に引き上げるとすると、集団強姦等致死傷罪の法定刑の下限と同じとなる。したがって、集団強姦等を廃止しても、2人以上が現場で共同して行う強姦等については、現行法以上の刑を科すことが可能となり、集団による強姦という悪質性については、引き上げられた法定刑の範囲内で量刑上考慮することにより適切な科刑が可能となることから、集団強姦等を廃止しようとするものである。

第六 強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪（刑法第八十一条第一項及び第二項）の改正

一 刑法第七十六条若しくは第七十八条第一項若しくは第三の一の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処するものとする。

二 第一、第二若しくは第三の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処するものとする。

第六は、強制わいせつ等致死傷の罪及び強姦等致死傷の罪に関するものである。

第六の一は、第一、第二において強姦罪の構成要件を変更したことや、第三において新たな犯罪類型を設けたことから、これらを反映させるとともに、第六の二において、強姦等致死傷罪の法定刑の下限を現行の懲役5年から懲役6年に引き上げようとするものである。これは、基本犯たる刑法第177条の強姦罪の法定刑の下限を引き上げることに伴い、結果的加重犯を規定する同法第181条第2項の強姦等致死傷罪の法定刑も引き上げようとするものである。

第七 強盗強姦及び同致死の罪（刑法第二百四十一条）並びに強盗強姦未遂罪（刑法第二百四十三条）の改正

- 一 次の1に掲げる罪又は次の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯した者は、無期又は七年以上の懲役に処するものとする。ただし、いずれの罪も未遂罪であるときは、その刑を減輕することができるものとする。
- 1 第一若しくは第二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は第六の二の罪（第三の二の罪に係るものを除き、人を負傷させた場合に限る。）
 - 2 刑法第二百三十六條、第二百三十八條若しくは第二百三十九條の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第二百四十條の罪（人を負傷させた場合に限る。）
- 二 一ただし書の場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除するものとする。
- 三 一の1に掲げる罪又は一の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯し、いずれかの罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処するものとする。

第七の一から三は、強姦と強盗とを同一機会に行った場合の罰則の整備に関するものであり、そのうち一は、同一の機会において強姦行為と強盗行為とを行った場合について、現行法の強盗強姦罪と同様の法定刑で処罰できるようにしようとするものである。

現行刑法第241条前段においては、強盗犯人が強姦をした場合について、強盗強姦罪として無期又は7年以上の懲役という重い法定刑が規定されているが、強姦犯人が強盗をした場合については、このような規定は設けられておらず、一般的な併合罪に関する規定に従って、その処断刑は5年以上30年以下の懲役となる。

しかしながら、同じ機会にそれぞれ単独でなされても、なお悪質な行為である強盗行為と強姦行為との双方を行うことの悪質性、重大性に着目するならば、これまで強姦罪と強盗罪との併合罪が成立するとされていた場合についても、強盗強姦罪と同様の刑をもって処罰することができるようにすることが必要であり、相当であると考えられた。

現行法における強盗強姦罪については、判例上、強盗の機会に強姦を犯した場合に成立するものと理解されているが、第七の一の罪についてもこれと同じ範囲で、すなわち同一の機会に強姦行為と強盗行為とを犯した場合に、この罪の成立を認めようとする趣旨であり、「一方を犯した際に」の「際に」という文言は、その意味で用いられている。

更に第七の一ただし書は、強姦行為と強盗行為とがいずれも未遂に終わった場合について、刑を減輕することができるものとしており、これは強姦行為と強盗行為のいずれもが未遂である場合については、刑法第43条本文における未遂犯と同様に、刑の任意的減輕を可能とすることが適当であると考えられるが、この場合について、単に「第七の一の罪の未遂は罰する。」などと規定するのみでは、いずれの行為を基準に未遂か既遂かを判断するのが判然としないので、この点を明らかにするため、このただし書を設けることとした。

なお、第七の一においては、この罪を構成する強姦行為と強盗行為とのいずれか一方でも既遂であった場合には、刑の任意的減輕は認めないこととしている。

第七の二は、同一の機会になされた強姦行為と強盗行為とがいずれも未遂の場合において、いずれかの行為について自己の意思で中止した場合には、刑法第43条ただし書のいわゆる中止犯におけるのと同様にしようとするものである（刑の必要的減免）。

第七の三は、同一の機会に強盗行為と強姦行為がなされた上に、そのいずれかの行為を原因として死の結果が生じた場合について、現行刑法第241条後段の強盗強姦致死罪と同様の法定刑で処罰しようとするものである。現行法においては、一般に強盗の機会に行われた姦淫行為又はその手段である暴行・脅迫から死の結果が生じた場合に強盗強姦致死罪が成立するものと理解されているが、第七の三の罪は、強姦行為と強盗行為とが同一の機会になされた場合において、その行為の先後等を問わず、いずれかの罪に当たる行為から死の結果が生じたときに成立することとするものである。

また、判例によれば、強盗強姦の機会に殺意を持って被害者を死亡させた場合には、強盗強姦致死罪ではなく、強盗殺人罪と強盗強姦罪とが成立し、それらの罪は観念的競合となるとされているが、第七の三の罪は、殺意を持って人を死亡させた場合を含むものとされている。

6. おわりに

検討会の報告書については、性犯罪の被害者や支援団体などから、おおむね評価の声が上がっており、早期の法制化を望む声もある¹⁷。また、報告書では、性犯罪の被害を無くしていくためには、検討会において検討した罰則の改正を進めるのみではなく、性犯罪を生み出さない社会を目指すというより広い視野に立ち、特に家庭内等における事案などにおいて潜在化しやすい性犯罪について、早期に発見し適正な処罰を確保していくことや、被害者の二次被害を防止するための施策、性犯罪者の治療を含めた再犯を防止するための施策など総合的な対策が必要であるといった意見も多く述べられていた¹⁸ことから、引き続き検討が求められることになる。

また、部会での審議は、これまで3回行われているが（平成27年12月18日現在）、第3次男女共同参画基本計画においては、平成27年度末までに強姦罪の見直しなど、性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされており、平成28年2月に開催されるであろう法制審議会の総会に間に合うよう部会の審議を進める可能性が高いのではないと思われる。

平成28年通常国会では、第189回国会からの継続法案が多数あり、さらに人事院勧告関係等の法案なども提出されることが見込まれているところであり、性犯罪の罰則について直ちに法改正に結び付くかどうかは不明であるとしても、検討会における議論を、社会全体として受け止め、性犯罪を生み出さない社会を目指すという大きな流れにつなげるため、政府の対応が注目されるところである。

（とうじょう かずみち）

¹⁷ 『日本経済新聞』（平27.7.11）

¹⁸ 「報告書」38頁を参照。